

## 第3章 計画の基本目標

## 第3章 計画の基本目標

### 1. 基本理念と基本目標

---

ひとり親家庭が社会の一員として、その誰もが自らの力を発揮して、希望をもって幸せな生活を送ることができる社会づくりを進めます。また、子どもへの影響（子どもの貧困対策）等も含めて、ひとり親家庭の親が仕事と家庭のバランスのとれた生活を送り、生き生きと安心して子どもを育むことのできるまちをめざします。

### 2. 基本目標

---

**「ひとり親家庭の一人ひとりが安心して暮らせ、  
子育ての喜びが実感できるまち」**

### 3. 基本的な姿勢

---

- ◇きめ細やかな福祉サービスを提供し、また、その支援等を周知することによって、ひとり親家庭の自立を支援するしくみづくりを進めます。
- ◇ひとり親家庭の子どもが安心して、自分らしくいられるよう、生活環境を整備します。
- ◇ひとり親家庭であることが不利にならない社会を実現するため社会に働きかけます。

## （１）市の役割

ひとり親家庭の誰もが本市で暮らしてよかったと実感できるよう、支援を推進するとともに、民間企業や団体等の様々な主体の取り組みとのパートナーシップを構築し、きめ細やかな自立支援を推進します。

## （２）教育・養育機関の役割

教育・養育機関は子どもを持つひとり親家庭にとって最も近い存在であり、親子ともに接する機会が多くあります。その特性を活かし、市や地域と連携してひとり親家庭に密着した支援の主体としての役割を果たします。

## （３）当事者の役割

この計画の対象となる当事者は、自らの生き方に誇りを持ちながら、生活の自立と向上に努めます。また、ひとり親家庭の孤立化による問題の発生や拡大を防ぐためにも、当事者間の交流を深め、共に助け合う環境づくりを進めます。

## （４）企業・事業所の役割

企業・事業所においては、特別措置法にも明記されているように、ひとり親家庭の母及び父の雇用を進めることが求められています。また、子育て支援制度の導入や職場の環境を整備することで、仕事と家庭生活の両立ができるような支援も必要とされています。

## （５）市民・地域・市民活動団体の役割

社会を構成する家族形態のひとつとしてひとり親家庭を受け入れ、その親と子の人権を侵害することのないよう、ひとり親家庭の抱える課題を的確に理解し、自立促進に向けて協力していきます。

地域においても、ひとり親家庭が安心と喜びを持って暮らせるよう、温かく見守り、支援していきます。

社会福祉法人やNPO等の様々な団体には、その設立目的やそれぞれの特性を活かし、行政とも連携・協働しながら、子育てや就業等、様々な場面における支援を行うことが求められています。

## 4. 施策の基本的な方向

---

### (1) 就業の支援

ひとり親家庭が十分な収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりに合わせたきめ細やかな支援を行います。また、就職が円滑に進むよう、関係団体等との連携強化・協力を促進し、資格の取得支援や学び直しの支援、就職情報の提供、給付金等の周知、雇用の促進についても検討を進め、就業面での支援体制を更に充実させます。

### (2) 子育てや生活面の支援

ひとり親家庭が安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるよう、多様な子育て支援施策の充実や家事等の生活支援・生活講習、情報交換の場の周知を行います。また、世代間の貧困の連鎖を防止するためにも、ひとり親家庭の子どもが気軽に相談できる場や子どもの居場所の確保等、子どもへの支援の充実を図ります。

### (3) 養育費確保及び面会交流に関する取り決めの促進

ひとり親家庭の子どものために養育費を確保できるよう、専門家による相談体制を整えるとともに、養育費の支払いについては、親の責務であることの普及・啓発を行います。また、子どもの立場から、家庭の状況に合わせて、面会交流の取り決め・実施がなされるように、関係機関等と協力して啓発活動や相談対応のあり方を検討します。

### (4) 経済的な支援

生活基盤や経済的基盤の安定を図るため、児童扶養手当や母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等による経済的支援を推進し、制度について積極的に情報提供を実施します。

### (5) 総合的な相談機能や情報提供の充実

ひとり親家庭になる前後からのあらゆる相談に対応できるように相談体制の充実を図ります。また、支援制度・サービスを提供しやすくするために、各種の広報手段を活用して積極的に情報提供を行います。母子家庭・寡婦に留まらず、父子家庭に対しても積極的な情報提供に努めます。

### (6) ひとり親家庭等に関する団体・機関との連携強化

支援にあたっては就業支援と子育て・生活支援等を組み合わせて実施することが重要であることから、母子寡婦福祉団体や関係機関との連携を強化するとともに、市民活動団体、民間企業等に対し、ひとり親家庭への理解と協力を求めるなど、相互の連携に努めながら施策を展開していきます。また、ひとり親家庭の抱える課題は多岐にわたっていることから、福祉や教育、雇用等幅広い分野における関係機関が相互に連携する必要があります。

## 5. 施策の実施に向けた視点

---

### (1) ひとり親家庭の社会的な自立と生活の安定に向けて

ひとり親家庭の誰もが自立に向けて進んでいけるよう、それぞれの家庭のニーズを十分に把握するための相談体制を整備するとともに、離別・非婚等の状態から生活のリズムが整うまでの、それぞれの段階に沿ったニーズに合わせて相談や支援サービスの提供を行い、各家庭が経済的、精神的に自立できるよう促します。

また、相談から支援へと展開する各分野での取り組みが横断的に実施されるように、関係機関との連携の強化に努めます。

### (2) 子どもの健全育成に向けて

ひとり親家庭の子どもが十分な教育を受けることができ、将来の自立に向けた機会を確保するだけでなく、養育費の取り決め等子どもの権利がしっかりと守られるよう、子どもの立場にたって成長段階に合わせた適切な支援を展開していきます。

### (3) 公平な社会の実現に向けて

ひとり親家庭が生活を送る中で、その親が十分な就労機会を得ることができないなど、ひとり親家庭であることを理由に不当な差別を受けることがないよう、親子ともに社会に受け入れられ、幸せな生活を送ることができるよう、地域ぐるみの支援を促進します。

特に、父子家庭においては、これまで支援の手が届きづらかったこともあり、母子家庭、寡婦とともに十分な支援が得られるような情報提供を行います。

近年、ひとり親家庭の中には就業、子育て、子どものこと、生活面、経済的なこと等について、課題を複合的に抱えている家庭が見受けられることから、それぞれの状況に合わせたきめ細やかな支援を展開していきます。

